障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書概要)

平成 19年 12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

1. 抜本的見直しの視点

障害者自立支援法の抜本的な見直しの全体像を提示した上で、法施行3年後の見直しに向けた基本的な課題とその方向性を明示。

特に必要な事項について、緊急措置を実施。

介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察。

利用者負担については、低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える世帯の負担感や子育て支援の観点を考慮。

障害福祉サービス費用(いわゆる報酬)の額の改定の実施を明示。 利用者の立場に立って、簡素で分かりやすい制度体系を目指す。

2.見直しの方向性

利用者負担の在り方

現状と課題

- ・ 「特別対策」により低所得者の負担水準は平均 5%を下回っている 状況。しかし、食費等の実費負担があるほか、法施行前には低所得 者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことに比 べると、なお負担感。
- ・ 「特別対策」は平成 21 年 3 月までの措置であることから、それ以 後の取扱いを不安視する声。
- ・ 障害児のいる世帯は課税世帯が約8割であり、その負担感は依然 として強い。

緊急に措置すべき事項

- ・ 障害児の利用者負担については、負担上限額の軽減対象となって いない課税世帯にも対応。
- ・ 低所得者層の居宅・通所サービスなどの利用者負担については、 一層の激変緩和を図るため、更に軽減。
- ・ 「特別対策」による利用者負担対策は、平成 21 年度以降も実質的 に継続。
- ・ 負担上限額の段階を区分する所得は、個人単位を基本として見直 す。

法施行後3年の見直しに向けて検討を急ぐ事項

- 利用者負担を支払った後に手許に残る金額については、施設と在 宅のバランスに配慮しつつ検討。
- ・ 障害福祉サービス等の利用者負担の合算額に上限を設けることに ついて検討。

事業者の経営基盤の強化

現状と課題

- ・ 「特別対策」により従前収入の9割を保障しているものの、基金 の事業が未だ軌道に乗っていない自治体も多い。
- ・ 日割り化に伴って、大半の事業所で収入が減少。また、入院や帰宅に伴い利用日数が変動する・人材の確保が困難となっているなどの問題点。
- ・ 就労継続支援、ケアホーム、重度訪問介護、行動援護、児童デイ サービスなどの障害福祉サービス費用や基準についても問題点。

障害福祉サービス費用の額の改定の実施

- ・ 平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施。
- ・ このため、公平、公正な経営実態調査に早急に着手。

緊急に措置すべき事項

- ・ 利用者にとってのメリットを考えて、サービス利用についての日 払いは維持しつつ、サービスの低下や職員の処遇悪化がないよう、 事業者の経営安定化を図る緊急的な改善措置を実施。
- ・ 具体的には、「特別対策」による従前収入の9割保障を更に上回るよう、通所サービスについての対応の拡充や空床保障など。
- 「特別対策」により造成された基金事業を見直すことにより、就 労継続、重度障害者への対応、相談支援などについて支援措置。
- ・ 小規模作業所等については、更なる移行促進策。

法施行後3年の見直しに向けて検討を急ぐ事項

- ・ 福祉人材確保指針を踏まえた取り組みを促進。
- ・ グループホームなど住まいの場の確保に対する支援方策を検討。

障害者の範囲

・ 発達障害者を始めとする「障害者の範囲」について検討。

障害程度区分認定の見直し

- ・ 知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映した調査項目と 判定基準となるよう、大幅な見直し。
- ・ 障害程度区分に応じたサービス提供の仕組みの在り方については、 地域移行の推進、本人や家族の置かれている環境や意思を踏まえた 選択、公平性やサービスの必要性等の視点から検討。
- ・ 現に施設に入所している者については、希望すれば継続して利用 できるよう対応。

サービス体系の在り方

- ・ 障害児のサービス体系の在り方については、様々な観点から検討。
- ・ 就労支援等の充実方策、重度障害者への支援や移動支援等の在り 方について検討
- ・ 施行後3年の見直しにおいて、簡素で分かりやすい仕組みを目指す。
- ・ 障害者に対する虐待の防止等のための制度について検討。

相談支援の充実

・ 地域自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化や総合相談窓口 の充実によるなど相談支援体制を強化。

地域生活支援事業

・ サービスの均てん化を図るため、実施状況を検証の上、必要な対 応。

就労の支援

- ・ 一般就労の促進や「工賃倍増5カ年計画」の推進。
- ・ 官公需を含めた福祉施設等への発注促進の取組みを強化。

所得保障の在り方

・ 幅広い観点から検討を行うこととし、社会保障制度全般の一体的 見直しに関する議論との整合性や、財源の確保を図った上で、障害 基礎年金の引上げ(例えば2級の金額を1級並に、1級の金額は更 に引上げ)や住宅手当の創設についても検討。

(以上)